

連絡運輸取扱規則

1991. 1. 14 制 定

2023. 5. 1 最終改正

第1編 総 則

(目的)

第1条 この規則は、阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。）、阪急電鉄株式会社（以下、「阪急」という。）及び神戸電鉄株式会社（以下、「神鉄」といい、阪神、阪急及び神鉄3社を併せて「社」という。）と旅客との間で締結する神戸高速線と連絡会社の経営する鉄道又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下「連絡運輸」という。）に係る運送等に関する契約について合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と社の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社と旅客との間の、神戸高速線における連絡運輸に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約となる。

- 2 連絡運輸における、連絡会社線の運送等の取扱いについては、連絡会社の定めるところによる。
- 3 神戸高速線と連絡運輸を行う連絡会社、接続駅、区間及び乗車券の種別は、神戸高速線で発売するものに限り、一時限りの連絡運輸を除いて、次のとおりとする。

連絡会社	接続駅	区間		乗車券種別	第25条から第27条に定める回数乗車券の発売駅※
		神戸高速線	連絡会社線		
阪 神	元 町	全線各駅（ただし、花隈駅及び阪急神戸三宮駅を除く）	全線各駅	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 団体乗車券	湊川駅
阪 急	神戸三宮	全線各駅（ただし、西元町駅及び元町駅を除く）	〃	〃	湊川駅
神 鉄	湊 川	全線各駅	〃	〃	—
山 陽	西 代	全線各駅	〃	〃	湊川駅

※身体障害者旅客運賃割引規則又は知的障害者旅客運賃割引規則を適用する普通回数乗車券は全線各駅で発売する。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次のとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則（以下、「旅客規則」という。）に定める定義によるものとする。

- (1) 「連絡会社」とは、神戸高速線と連絡運輸の取扱いを行う運輸機関をいう。
- (2) 「連絡会社線」とは、連絡会社の経営する鉄道及び自動車線をいう。
- (3) 「鉄道」とは、神戸高速線及び連絡会社が経営する鉄道をいう。
- (4) 「自動車線」とは、連絡会社が経営する自動車線をいう。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券の発売)

第4条 連絡運輸に係る乗車券の発売については、神戸高速線及び連絡会社において相互で取り扱うことができるものとする。ただし、神戸高速線及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

(乗車券の払いもどし等)

第5条 連絡運輸に係る乗車券の払いもどし等については、当該乗車券を発売した社局において取り扱うものとする。ただし、神戸高速線及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

第2章 普通乗車券

第1節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第6条 連絡運輸に係る普通乗車券は片道乗車券のみの発売とし、旅客が第2条に定める区間を片道1乗車（以下、「片道乗車」という。）する場合に発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第7条 連絡運輸に係る被救護者割引普通乗車券は、被救護者が第2条に規定する区間を旅行する場合で、被救護者旅客運賃割引証を提出した時、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、前条の規定にかかわらず片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入する時は、被救護者1人について付添人1人に限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道の割引普通乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復の割引普通乗車券を発売することができる。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第8条 旅客が別表1に定める特定の区間を乗り継いで片道乗車する場合は、乗継割引普通乗車券を発売する。

(連絡割引普通乗車券の発売)

第9条 旅客が別表2又は別表3に定める特定の区間を乗り継いで片道乗車する場合は、連絡割引普通乗車券を発売する。

2 前項の規定による取扱いは、乗継割引との重複適用はしない。

3 第1項の規定による取扱いは、旅客規則第25条の規定にかかわらず、被救護者割引、身体障害者割引及び知的障害者割引については、重複適用する。

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第10条 連絡運輸に係る普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

(1) 神戸高速線 旅客規則に定める普通旅客運賃

連絡運輸取扱規則

(2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める普通旅客運賃

2 小児の普通旅客運賃は、各運輸機関ごとに大人の普通旅客運賃を折半し、端数計算したうえ、これを合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

(被救護者割引)

第 11 条 第 7 条の規定により被救護者または付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、各運輸機関ごとにその普通旅客運賃の 5 割を割引する。

(乗継割引普通旅客運賃)

第 12 条 連絡運輸に係る乗継割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

(1) 神戸高速線 大人 普通旅客運賃より 10 円引いた額

小児 普通旅客運賃より 5 円引いた額

ただし、3 線連絡となる場合は、端数計算した額とする。

(2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める乗継割引旅客運賃

(連絡割引普通旅客運賃)

第 13 条 連絡運輸に係る連絡割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着なる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

(1) 神戸高速線 大人 普通旅客運賃より 10 円引いた額

小児 大人の連絡割引普通旅客運賃を折半し、端数計算した額

(2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める普通旅客運賃

2 前項の規定にかかわらず、別表 3 に定める特定の区間においては、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。

(1) 神戸高速線 大人 普通旅客運賃より 20 円引いた額

小児 大人の連絡割引普通旅客運賃を折半し、端数計算した額

(2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める普通旅客運賃

第 3 節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第 14 条 神戸高速線で発売する連絡運輸に係る普通乗車券の様式は、別表 4 のとおりとする。

第4節 普通乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(普通乗車券の払いもどし)

第15条 旅客規則第81条の規定は、連絡運輸に係る普通乗車券について準用する。

第3章 定期乗車券

第1節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第16条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、連絡運輸に係る通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 第2条に定める神戸高速線と連絡会社線との間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2 旅客が別表2に定める特定の区間を乗り継いで乗車する場合は、連絡割引通勤定期乗車券を発売する。

3 連絡全線定期乗車券は、山陽線または神鉄線と連絡運輸となる通勤定期乗車券の場合に限って発売する。

(通学定期乗車券の発売)

第17条 指定学校の学生（放送大学の学生を除く。）、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、旅客規則第97条の規定を準用して、連絡運輸に係る通学定期乗車券を発売する。

- (1) 第2条に定める神戸高速線と連絡会社線との間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2 旅客が別表2に定める特定の区間を乗り継いで乗車する場合は、連絡割引通学定期乗車券を発売する。

第2節 定期旅客運賃

(通勤定期旅客運賃)

第18条 連絡運輸に係る通勤定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の通勤定期旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする通勤定期旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 神戸高速線 旅客規則に定める通勤定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める通勤定期旅客運賃

(通学定期旅客運賃)

第 19 条 連絡運輸に係る通学定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の通学定期旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする通学定期旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 神戸高速線 旅客規則に定める通学定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める通学定期旅客運賃

(連絡割引定期旅客運賃)

第 20 条 連絡運輸に係る連絡割引定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の定期旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする定期旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 神戸高速線 旅客規則に定める連絡割引定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める定期旅客運賃

(小児定期旅客運賃)

第 21 条 小児の定期旅客運賃は、各運輸機関ごとに大人の定期旅客運賃を折半し、端数計算したうえ、これを合算した額とする。

第 3 節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第 22 条 神戸高速線で発売する連絡運輸に係る定期乗車券の経由欄について、次の各号に定める記号又は経路を表示する。

- (1) 神戸高速線を経由して 3 線連絡となる場合



- (2) 阪急連絡となる場合であって次の着駅となるもの

イ. 三国～清荒神間又は箕面線の各駅

十三経由とするものは「十三」、今津線経由とするものは「宝塚」

ロ. 京都本線南方以遠の各駅

「十三」

- 2 定期乗車券の様式は、別表 4 のとおりとする。

第4節 定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(使用開始前の定期旅客運賃の払いもどし)

第23条 旅客規則第120条の規定は、有効期間の開始前に連絡運輸に係る定期乗車券について準用する。この場合、旅客は手数料として定期乗車券1枚につき 220円支払うものとする。

(使用開始後の定期乗車券の払いもどし)

第24条 旅客規則第121条及び同第122条の規定は、旅客が連絡運輸に係る定期乗車券の使用を開始した後、当該乗車券が不要となった場合について準用する。ただし、連絡会社の旅客運賃の払いもどしについては、連絡会社が定める規定に基づき取り扱う。この場合、旅客は手数料として定期乗車券1枚につき 220円支払うものとする。

2 旅客規則第122条の規定に基づき普通旅客運賃を適用して当該乗車券を払いもどす場合、当該乗車券の有効区間が第8条又は第9条に規定する割引運賃適用区間であるときは、当該割引運賃を適用し計算する。

第4章 回数乗車券

第1節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第25条 旅客が、第2条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

(時差回数乗車券の発売)

第26条 旅客が、平日の10時から16時までの間及び平日以外の日に、第2条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、大人用に限って6券片の連絡運輸に係る時差回数乗車券を発売する。

(土・休日割引回数乗車券の発売)

第27条 旅客が、平日以外の日に、第2条に定める神戸高速線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、大人用に限って7券片の連絡運輸に係る土・休日割引回数乗車券を発売する。

第2節 回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第28条 連絡運輸に係る普通回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする回数旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 神戸高速線 旅客規則に定める回数旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める回数旅客運賃

(時差回数旅客運賃)

第29条 連絡運輸に係る時差回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする回数旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 神戸高速線 旅客規則に定める回数旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める回数旅客運賃

(土・休日割引回数旅客運賃)

第30条 連絡運輸に係る土・休日割引回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする回数旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 神戸高速線 旅客規則に定める回数旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社ごとに定める回数旅客運賃

第3節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第31条 連絡運輸に係る回数乗車券の様式は、別表4のとおりとする。

第4節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(回数乗車券の払いもどし)

第32条 旅客規則第153条及び同第154条の規定は、連絡運輸に係る回数乗車券について準用する。この場合、旅客は11券片の普通回数乗車券は11券片、6券片の時差回数乗車券については6券片、7券片の土・休日割引回数乗車券については7券片までをそれぞれ1回とし、1回につき220円を手数料として支払うものとする。

2 前項に基づき払いもどす当該乗車券が第8条又は第9条に規定する割引運賃適用区間であるときは、当該割引運賃を適用し計算する。

第5章 団体乗車券

第1節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第33条 旅客が、第2条に定める神戸高速線と連絡会社線との間を、発着駅及び目的を同じくして25人以上が一団となって旅行する場合であつて、社及び連絡会社の承認を受けた場合は、当該旅客に対して、旅客運賃を割引した連絡運輸に係る団体乗車券を発売する。

第2節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第34条 連絡運輸に係る団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人団体旅客運賃は、連絡運輸機関を通じた全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃(ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃)から割引額を控除し、1円未満の端数を円単位に切上げて計算した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (2) 小児団体旅客運賃は、連絡運輸機関を通じた全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃(ただし、阪神神戸三宮駅発着となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃)から割引額を控除し、1円未満の端数を円単位に切上げて計算した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (3) 大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃は、大人及び小児別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- 2 前項の規定により計算した場合において、10円未満の端数が生じた時は、10円未満の端数は切上げて10円単位とする。
- 3 第1項の規定による取扱いは、旅客規則第25条の規定にかかわらず、第9条第1項に規定する連絡割引について、重複適用する。

第3節 団体乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

(団体乗車券の払いもどし)

第35条 旅客規則第191条の規定は、連絡運輸に係る団体乗車券について準用する。この場合、旅客は手数料として団体乗車券1枚につき 220円支払うものとする。

(団体乗車券の有効期間)

第 36 条 連絡運輸に係る団体乗車券の有効期間は、連絡会社と調整し、その都度定める。

第 6 章 手回り品

【普通手回り品料金】

第 37 条 普通手回り品料金は、全乗車区間を通じ、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。

別表1 乗継割引適用区間

2線連絡

神戸高速線	接続駅	連絡会社線
西元町～西代、湊川	元町	(阪神) 春日野道～大石
花隈～西代、湊川	(阪急) 神戸三宮	(阪急) 春日野道・王子公園
(阪神) 神戸三宮、元町～西代、 (阪急) 神戸三宮、花隈	湊川	(神鉄) 長田・丸山
(阪神) 神戸三宮、元町～高速長田、 (阪急) 神戸三宮、花隈、湊川	西代	(山陽) 板宿・東須磨

3線連絡

連絡会社線	接続駅	連絡会社線
(山陽) 板宿・東須磨	西代・元町	(阪神) 春日野道～大石
(山陽) 板宿・東須磨	西代・ (阪急) 神戸三宮	(阪急) 春日野道・王子公園

別表2 連絡割引適用区間 1

2線連絡

神戸高速線	接続駅	連絡会社線
西元町～西代	元町	(阪神) 春日野道～芦屋
花隈～西代	(阪急) 神戸三宮	(阪急) 春日野道～岡本
新開地	湊川	(神鉄) 長田以遠の各駅
元町～高速長田、 (阪急) 神戸三宮、花隈	西代	(山陽) 板宿～西舞子

3線連絡

連絡会社線	接続駅	連絡会社線
(山陽) 板宿～西舞子	西代・元町	(阪神) 神戸三宮～芦屋
(山陽) 板宿～西舞子	西代・ (阪急) 神戸三宮	(阪急) 春日野道～岡本

別表3 連絡割引適用区間 2

神戸高速線又は連絡会社線	接続駅	連絡会社線
湊川、 (神鉄) 長田以遠の各駅	(湊川)・ (阪急) 神戸三宮	(阪急) 神崎川～大阪梅田

別表4 乗車券の様式

1. 普通乗車券

阪神連絡



阪急連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



神鉄連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



山陽連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



2. 定期乗車券

阪神連絡



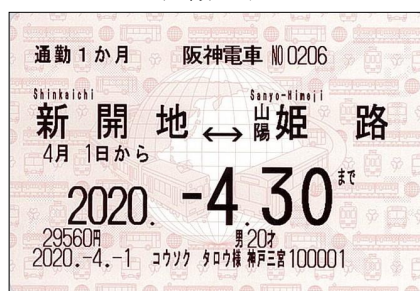
阪急連絡



神鉄連絡

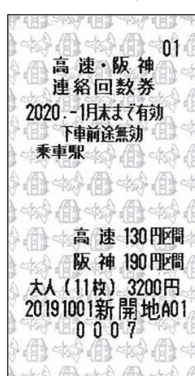


山陽連絡



3. 回数乗車券

阪神連絡



阪急連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



神鉄連絡 (花隈駅を除く各駅)



(花隈駅)



山陽連絡（花隈駅を除く各駅）



（花隈駅）

